

産業廃棄物税に関する検討報告書

令和 2 年 1 1 月

福島県地方税制等検討会

(はじめに)

本検討会は、従来より、税に関する課題について「地方分権時代にふさわしい税制のあり方」などの観点から検討を行い、課題を整理してきた。

本検討会での検討を経て、平成18年度に施行された産業廃棄物税は、今年度末で施行後15年となり、福島県産業廃棄物税条例（平成17年条例第4号）附則第12項「平成32年度末を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」に規定される施行状況の検討時期を迎える。

今後の産業廃棄物税の在り方については、県からの諮問を受けた福島県環境審議会において、産業廃棄物税を活用した取組の継続が県民より求められているとの考えに基づき、一定期間（5年程度）を目安として必要な見直しを行うこととして、現在の税制度を引き続き、継続していくことが適当であるとの中間とりまとめが本年10月になされたところである。

本検討会では、環境審議会の中間とりまとめについて税制面からの検討依頼を受けたことから、本年10月に税制面からの専門的な検討を行った。以下、検討の結果について報告する。

【産業廃棄物税についての検討結果】

1 主な論点についての検討結果

環境審議会の中間とりまとめにおいては、税制面での問題等の指摘はなかったため、本検討会としては、産業廃棄物税の基本的な項目について改めて検討を行った。

項目は、以下の4項目である。

(1) 「課税方式」

〈現行〉納税義務者：県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

〈現行〉課税標準：県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

(2) 「税率」

〈現行〉 1,000円/トン

(3) 「徴収方法」

〈現行〉 最終処分業者特別徴収方式

(4) 「課税の特例」

〈現行〉・産業廃棄物の排出事業者が、自社の最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合、その重量の2分の1を課税標準とする特例（以下、「自社最終処分特例」という。）

・排出事業者の最終処分場への年間搬入量が1万トンを超える場合、その超える部分について2分の1を課税標準とする特例（以下、「特例納付」という。）

検討結果は、以下記載のとおりである。

(1) 「課税方式」

(検討内容)

課税方式については、中間とりまとめにおいて「制度導入後14年以上が経過し、納税状況についても、公平かつ確実に徴収され、滞納もないことなどから、制度自体は既に定着していると言える。さらに、見直しが必要とな

る大きな課題等はないことから、引き続き、現行の課税方式を継続することが適当であると考え。」としている。

これらについて、本検討会委員からは、特に変更を要する旨の指摘はなされていない。

(検討結果)

上記を踏まえ、本検討会としては、現行制度を継続することが適当と考える。

(2)「税率」について

(検討内容)

税率については、中間取りまとめにおいて「現時点で、産業廃棄物税を導入している全27道府県等で1トン当たり1,000円とすることを基本としており、他自治体との均衡が図られていることから、引き続き現行の税率を継続することが適当であると考え。」としている。

これについて、本検討会委員からは、特に変更を要する旨の指摘はなされていない。

(検討結果)

上記を踏まえ、本検討会としては、現行制度を継続することが適当と考える。

(3)「徴収方法」について

(検討内容)

徴収方法については、中間とりまとめにおいて「最終処分場の設置者を特別徴収義務者とするため、課税対象となる産業廃棄物の把握が容易であり、納税者の事務負担や徴税コストも小さい。また、排出抑制に加え、中間処理業者による減量化、リサイクルを促すことが期待できるため、引き続き現行の徴収方法を継続することが適当であると考え。」としている。

これについて、本検討会委員からは、特に変更を要する旨の指摘はなされていない。

(検討結果)

上記を踏まえ、本検討会としては、現行制度を継続することが適当と考える。

(4)「課税の特例」について

ア 自社最終処分特例

(検討内容)

自社最終処分特例については、中間とりまとめにおいて「自社処分事業者がこのように排出者の責任を果たしている状況は、現在も同様である。」、「同事業者への聞き取り調査では、各社から特例の継続要望と併せ、最終処分量の削減に取り組んでいることについて説明がなされたが、今後も、最終処分量削減に不断に取り組み、環境への影響を最小にすることに努める必要がある。」及び「これらのことから、引き続き、自社処分事業者に対して最終処分量の削減を促しつつ、制度創設時の趣旨を踏まえ継続することが適当であると考え。」としている。

これについて、本検討会委員からは、平成22年度の時点で既に制度を見直すべきとのパブリックコメントが寄せられていたことから、廃止なども検討すべきといった意見や、処分場を設置できるほどの大規模事業者に対しては、課税の特例を適用しないことが通常である旨の意見が述べられた。

一方で、処分場を自ら確保し、長期にわたり維持管理も行うなど、排出者としての責任を果たしていることを考慮することも理解できるとの意見があり、他の道府県の事例においても4県が自社最終処分事業者への特例を継続していることから、制度の継続について本検討会委員の理解を得られた。

(検討結果)

上記を踏まえ、本検討会としては、現行制度を継続することが適当と考える。

イ 特例納付

(検討内容)

特例納付については、中間とりまとめにおいて「特例納付事業者の納税額は増減があるものの、平成30年度の全体の税収に占める割合は税導入直後

の平成19年度や前回見直しを行った平成27年度と同程度となっており、対象事業者も制度創設当時と変わりがなく、軽減措置を講じないと特定の納税者にあまりにも高額な税負担が生じてしまう状況は現在も同様である。」、「同事業者への聞き取り調査でも、各社から特例の継続要望と併せ、最終処分量の削減に取り組んでいることについて説明がなされたが、今後も、最終処分量削減に不断に取り組み、環境への影響を最小にすることに努める必要がある。」及び「これらのことから、引き続き、特例納付事業者に対して最終処分量の削減を促しつつ、制度創設時の趣旨を踏まえ、当該制度を維持することが適当であると考え。」としたうえで、平成27年度の本検討会検討報告書に記載の問題提起に関して「(略)上記の2つの特例の検討結果に加え、今般の新型コロナウイルス感染症による地域経済・社会への影響等も踏まえ、当面は当該制度を維持すべきであると考え。」としている。

これについて、本検討会委員からは、前記アと同様に平成22年度の時点で既に制度を見直すべきとのパブリックコメントが寄せられていたこと、産業廃棄物の排出抑制や再生利用の推進などのための経済的手法として導入された本税目の趣旨と当該特例は相容れないこと、導入から相当の年数が経過しており、産業廃棄物税制度の定着が十分に図られていること及び本県と同様に大量排出事業者への特例を適用している他の道府県は1県のみであり、前記の自社最終処分特例と併用している事例はないことから、新型コロナウイルス感染症による影響によって現時点での改正が困難としても、将来的な廃止に向けた検討を行うべきである旨の意見が述べられた。

(検討結果)

上記を踏まえ、本検討会としては、現行制度の継続をやむを得ないと考え、社会情勢をみながら、将来的な特例の見直しに向けた検討をすべきと考える。

2 見直しの期間について

(検討内容)

従来の産業廃棄物税の見直しにおいては、5年を目途に条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきと判断して

きた。

今回の検討においても、他道府県の産業廃棄物税の状況を鑑み、従来のとおり5年を目途に見直すとするのが適当とされたが、他方、必要と判断した場合には、その期間にとらわれず、中間の時点における見直しを行うべき旨の意見が委員より述べられた。

(検討結果)

上記を踏まえ、本検討会としては、令和7年度末を目途に必要な見直しを行うことが適当と考える。

ただし、必要に応じて、期間の途中における見直しも検討されたい。

以 上